

公 告

佐賀県管理ダム再生計画検討業務委託（以下「業務」という。）について、公募型プロポーザル方式で行いますので、技術提案書提出意思表示書等の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和3年8月4日

収支等命令者

佐賀県県土整備部 ダム管理事務所長 野口 欣也

1 業務の概要

- (1) 発注機関名 県土整備部ダム管理事務所
- (2) 業務名 有田ダム他 ダム調査委託（ダム再生計画）
- (3) 業務場所 佐賀県西松浦郡有田町白川 他
- (4) 業務内容 佐賀県管理ダムの再生計画基本方針立案に向けた基礎資料を整備するもの
- (5) 業務予定期間 契約締結日から令和4年3月15日まで

2 技術提案書の提出をもとめる者（以下「技術提案書提出者」という。）に関する事項

本業務に参加を希望するものは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定に基づき「河川、砂防及び海岸・海洋」の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること。また、建設コンサルタント登録規程に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋」部門の登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本業務の技術提案書提出意思表示書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (4) 本業務の技術提案書提出意思表示書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (5) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、技術提案書提出意思表示書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。
- (6) 本業務の他の技術提案書提出意思表示書提出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

この場合における「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
- イ 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次のイから二に掲げる者を除く
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348号第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402号に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590号条第1項の規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社
- (7) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

- 「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
 - ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (8) 本業務と同種又は類似の業務について、平成23年4月以降に完了した実績を1件以上有すること。

* 同種業務：国土交通省所管又は独立行政法人水資源機構所管のダム再開発あるいはダム改造の可能性検討業務実績

* 類似業務：国土交通省所管又は独立行政法人水資源機構所管の再開発ダムの洪水調節計画に関する業務実績

ただし、共同企業体での業務実績は代表者としての実績に限る。

- (9) 下記の要件を満たす各技術者を配置できるものであること。なお、ここでの同種又は類似業務は(8)のとおりとする。

イ) 管理技術者

- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門の河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格保有者、または建設コンサルタント登録規程第3条第1号口のいずれかを配置できることとする。
- ・ 平成23年4月以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有する者。

- ・令和3年8月4日現在、300万円以上の手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

ロ) 照査技術者(管理技術者に同じ。ただし、手持ち業務量の要件については除外する。)
(10) 佐賀、福岡、長崎県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 提出資料

- (1) 技術提案書提出意思表示書(様式第1号)
- (2) 同種(類似)業務実績調書(様式第1-1号)
(業務の実績を証する書類としてTECRISの写し等を添付すること。)
- (3) 配置予定技術者調書(様式第1-2号)
(資格を証する書類として技術者証等の写しを、業務の実績を証する書類としてTECRISの写し等を添付すること。)
- (4) 営業所一覧表
- (5) 誓約書

4 提出資料の受付期間等

下記の期間、下記の受付場所に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること。)若しくは持参すること。

<受付期間>

令和3年8月4日から令和3年8月11日まで(県の休日を除く。)の9時から17時まで。
(最終日にあつては9時から16時まで)

<受付場所>

佐賀県県土整備部ダム管理事務所(〒843-0023 武雄市武雄町昭和265)
電話番号 0954-23-7327

5 技術提案書提出者の参加要件の確認

提出資料を審査し、技術提案書提出者としての参加要件を確認し、令和3年8月18日までに通知する。

本業務の技術提案書を提出できるのは、技術提案書提出選定通知を受けた者に限る。

なお、選定した業者数が「公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領」の規定に基づく2者に満たなかった場合は、この案件を中止する。

6 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、発注者に対して選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の休日を含まない。)以内に、書面により回答する。

理由説明について不服がある者は、書面による回答を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日を含まない。)以内に書面により、佐賀県建設工事入札審査会に苦情申立てを行うことができる。

苦情申立が行われた場合には、契約の中止、解除等が行われる場合がある。

7 技術提案書の受付期間

技術提案書は、次の受付期間内に郵送若しくは持参するものとする。

<受付期間>

令和3年8月19日から令和3年9月1日まで(県の休日を除く。)の9時から16時まで、佐賀県県土整備部ダム管理事務所にて受け付ける。

8 技術提案書に関するヒアリング

(1) 実施場所、日時及び出席者

実施場所：佐賀県庁

実施日時：令和3年9月3日～9月7日(予定)(実施日時は協議の上、決定する。)

出席者：管理技術者又は担当技術者で2名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(2) ヒアリング項目

管理技術者(又は担当技術者)の経歴について

管理技術者(又は担当技術者)の業務実績について

業務の実施方針、業務のフローチャート・工程計画・特定テーマに対する取り組み方法等について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合

受注意思がないものとみなし、原則として特定しないものとする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

(5) 新型コロナウイルス等の状況によっては、ヒアリング方法の変更や実施しない場合もある。

(6) その他

ヒアリングの詳細については、技術提案書の作成説明書、ヒアリング実施要領及び技術提案書評価要領(1)(2)を参照すること。

9 技術提案書の特定、非特定通知について

(1) 技術提案書の特定通知及び協議

提出のあった技術提案書を審査し、最適なものを特定する。特定した技術提案書の提出者に対して特定した旨の通知を令和3年9月8日までに行う。なお、特定した者と協議を行い、随意契約を行う。

(2) 技術提案書の非特定通知及び非特定理由の説明

特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を通知する。

非特定の通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して5日(県の休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、発注者に対して特定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の休日を含まない。)以内に、書面により回答する。

10 その他

(1) 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上とする。

(2) 前金払 有(契約金額の30%以内)

(3) 部分払 有

(4) 問い合わせ先

本業務に関する質問は、令和3年8月25日までに、下記問い合わせ先まで書面又は電子メールで送付してください。

問い合わせ先：佐賀県県土整備部ダム管理事務所

(電話番号) 0954 - 23 - 7327

(メールアドレス) damukanri@pref.saga.lg.jp